

# 反町公園 飲料自動販売機設置事業者 募集要領

設置事業者等にて設置・管理を行う防犯カメラ及び  
災害救援ベンダー機能を有する飲料自動販売機を  
反町公園に設置する事業者を募集します。

(この入札に参加するためには事前の申込が必要です)

令和5年1月実施

神奈川区 総務課

## 入札物件（飲料自動販売機設置場所貸付物件）一覧表

■貸付期間 令和5年3月17日～令和9年3月31日

| 物件番号      | 所在地                                    | 台数 | 面積(m <sup>2</sup> ) | 最低歩合率(%) |
|-----------|--|----|---------------------|----------|
| 22-10-001 | 横浜市神奈川区反町1-12<br>反町公園<br>(こどもの広場トイレ周辺) | 1台 | 2.5 m <sup>2</sup>  | 販売実績の20% |

※消費税納税事業者の場合には、建物内の貸付料には消費税額が加算されます。

### 入札方式による貸付の流れ（概要）

|                     |  |
|---------------------|--|
| 募集要項の配布             | 令和5年1月6日（金）～令和5年1月20日（金）<br>【横浜市役所ホームページに掲載】             |
| 質問の受付期間             | 令和5年1月10日（火）～令和5年1月13日（金）<br>午前9時00分～午後4時30分             |
| 質問の回答予定日            | 令和5年1月18日（水）<br>【横浜市役所ホームページに掲載】                         |
| 入札参加申込書等の提出         | 令和5年1月23日（月）～令和5年1月25日（水）<br>午前8時45分～午後5時15分【神奈川区総務課へ持参】 |
| 入札・開札・設置事業者の決定      | 令和5年1月31日（火）午前11時30分から<br>【場所：神奈川区役所 本館4階第3会議室】          |
| 飲料自動販売機の設置に関する覚書の締結 | 令和5年2月中旬   |
| 販売機の設置準備            | ・電気メーターの設置（未設置箇所に限る）<br>・販売機手配 等                         |
| 販売機の設置施工<br>貸付の開始   | 令和5年3月17日までに設置し、販売開始となります。                               |

# 反町公園飲料自動販売機設置事業者募集要領

## 1 入札物件

入札物件、最低貸付料は、「入札物件一覧」（表紙裏等）のとおりです。なお、本市の都合により入札を延期し、中止し、又は取り消す場合があります。

## 2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 本要領記載の条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 令和2年度及び令和3年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

## 3 契約にあたっての主な条件等

### (1) 募集の趣旨

神奈川区では、反町公園の防犯、防災を目的に防犯カメラ機能及び災害ベンダー機能を有した飲料自動販売機を都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項第7号に定める公園施設として設置することとし、設置許可事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

### (2) 設置期間

令和5年3月17日から令和9年3月31日まで

### (3) 設置許可

都市公園法第5条第1項に基づき、本市が設置事業者に対して飲料自動販売機の設置を許可します。許可期間は、設置事業者の設置開始から令和9年3月31日までとし、更新はできないものとします。許可面積は、飲料自動販売機1台につき2.5平方メートルとし、その範囲内で空容器の回収容器を設置するものとします。

許可に伴う公園使用料は、横浜市の事業につき、減免します。

**(4) 売上報告書の提出**

物件に係る自動販売機の売上状況は、1か月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに、売上報告書を提出しなければなりません。

**(5) 売上手数料**

設置事業者は、飲料自動販売機の毎月の売上の合計額に、売上手数料率を乗じた売上手数料を納付してください。納付は、本市が発行する納付書により、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期とし、各期分を各期終了の翌月末までに本市に納付してください。

**(6) 設置及び撤去に係る費用**

設置及び撤去に係る費用は、設置事業者の負担とします。

**(7) 電源確保**

飲料自動販売機に要する電力は、電力事業者から単独引込にて確保することとし、設置事業者が工事及び電気料金支払に関する手続を行ってください。

**(8) 原状復旧**

設置事業者は、飲料自動販売機を撤去するときは、設置事業者の責任のもとに原状復旧を行い、本市の確認を受けることとします。

**(9) 用途指定**

飲料自動販売機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

**(10) 禁止事項**

次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

ア 許可物件を飲料自動販売機設置以外の用途に供してはならないこと。

イ 飲料自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。

ウ 飲料自動販売機設置管理事業の全てを第三者に委託してはならないこと。

エ 販売品目は、酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除くこと。

オ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

**(11) 実地調査等への協力義務**

前記(9)及び(10)の履行状況を確認するため、神奈川区が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、設置事業者は神奈川区に協力しなければなりません。

**(12) 違約金の支払義務**

前記(9)から(10)の条件に違反した場合には、契約金額（貸付料総額）の100分の30に相当する額を違約金として神奈川区に支払わなければなりません。

**(13) その他**

本要項に定めのない事項については、協議の上決定することとします。

## 4 入札の参加申込

### (1) 入札参加申込書等の提出

- ア 提出期間 令和5年1月23日(月)～令和5年1月25日(水)  
受付時間 午前8時45分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)
- イ 提出場所 横浜市神奈川区広台太田町3-8 本館5階  
神奈川区役所 総務課 (501 窓口)
- ウ 提出方法 持参。※電話、郵送による受付は行いません。直接来庁してお申し込みください。

### (2) 申込に必要な書類

#### ア 申込者が法人の場合

- (ア) 一般競争入札参加申込書
- (イ) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (ロ) 代表者の印鑑証明書
- (エ) 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)を提出)
- (オ) 市税の納税証明書
- ①法人市民税(申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分)
- ②固定資産税(償却資産分を含む。令和2年度及び3年度の2年度分)
- (カ) 財務諸表の写し(直前2年間分)
- (キ) 飲料自動販売機設置運営事業実績  
(過去2年度分)
- (ク) 設置を希望する自動販売機のカタログ

#### イ 申込者が個人の場合

- (ア) 一般競争入札参加申込書
- (イ) 印鑑登録証明書
- (ロ) 国税の納税証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)を提出)
- (エ) 市税の納税証明書
- ①個人市民税(令和元年度及び2年度の2年度分)
- ②固定資産税(償却資産分を含む。令和元年度及び2年度の2年度分)
- (オ) 破産者でないことの証明書
- (カ) 成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書
- (キ) 確定申告の際の提出書類一式の写し(直前決算2年間分)
- (ク) 設置を希望する自動販売機のカタログ

### (3) 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札の参加資格があると認められたものが、前述「2 入札参加者の資格」の各号のいずれかの資格を欠いたとき、または「4 (2) 申込に必要な書類」に虚偽の記載があったときは、当

該入札の参加資格を喪失します。

## 5 質問書及び回答について

### (1) 質問受付期間

令和5年1月10日(火)から1月13日(金)まで

受付時間 午前9時00分から午後4時30分まで

(正午から午後1時を除く)

### (2) 質問提出方法

質問書を4(1)イに記載の場所に持参するか、電子メールでの送付とします。

### (3) 回答予定日

令和5年1月18日(水)までに、電子メールなどで回答いたします。再質問は認められません。

## 6 入札参加資格の確認等

上記4(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和5年1月30日(月)までに、申請者あてに結果を書面で通知します。

なお、参加資格のある方に対しては、入札書様式及び入札参加にあたっての留意事項を送付します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

## 7 入札の手続き等

### (1) 入札の日時及び場所

日時 令和5年1月31日(火) 午前11時30分から

場所 神奈川区役所 本館4階第3会議室

### (2) 入札の方法等

#### ア 入札保証金

入札保証金は免除します。

#### イ 入札歩合率

入札歩合率は販売実績に対する歩合率を小数点第一以下まで記入してください。

#### ウ 入札方法

入札は本市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れ入札箱に投入してください。

入札書の投入後、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできません。

### (3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 2に定める入札参加資格のない者が行った入札

イ 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札

ウ 最低歩合率を下回る入札

エ 同一物件について2通以上の入札をしたもの

オ その他入札要領において無効とするもの

#### (4) 落札者の決定方法

ア 入札書投入完了後、直ちに開札を行います。開札の結果、最低歩合率以上の最高の歩合率をもって入札したものを落札者とします。

イ 開札の結果、落札となるべき同率の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。

ウ 入札結果は、全ての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。

(ア) 法人が行った入札：「商号」及び「入札歩合率」

(イ) 個人が行った入札：「個人であること（氏名の公表は行いません）」及び「入札歩合率」

エ 落札者、落札歩合率については、横浜市役所ホームページにおいて公表します。

オ 再度入札は実施しません。

## 8 契約の手続等

### (1) 契約条項

別添「飲料自動販売機の設置に関する覚書」を参照してください。

### (2) 契約の締結及び方法

本市が指定する期日までに、飲料自動販売機の設置に関する覚書の記名押印をもって契約を締結します。

ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

イ 契約者の名義は、入札者名義で行います。

## 9 販売機設置の手続等

契約締結後、設置事業者は令和5年3月17日から、設置場所で飲料自動販売機設置運営事業が開始できるよう、販売機設置のための準備を行なっていただきます。

### (1) 電源確保

飲料自動販売機に要する電力は、電力事業者から単独引込にて確保することとし、設置事業者が工事及び電気料金支払に関する手続を行ってください。

### (2) 販売機の設置

設置事業者は、令和5年3月17日までに新設、営業開始できるように準備作業を行ってください。

## 入 札 要 領

第1条 入札希望者は、飲料自動販売機の設置に関する覚書及び本要領を熟読の上、入札してください。

第2条 現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。

第5条 入札書には、入札者の所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）を記入の上、押印するものとし、また歩合率の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「率」を記入してください。

第6条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者による入札
- 2 入札参加申込書を提出していないもの
- 3 郵送をもって入札書を送付してきたもの
- 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 5 最低歩合率を下回る入札
- 6 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をしたもの
- 7 入札書に所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）の記入及び押印のないもの
- 8 代理人による入札において、入札書に代理人の住所及び氏名の記入並びに押印のない入札
- 9 入札書の歩合率記入がないか、歩合率を訂正したもの
- 10 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則代59号）第19条に該当するもの
- 11 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの

第8条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立はできません。

第9条 落札者は、最低歩合率以上の歩合率で最高のものをもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札が2人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできません。

第10条 落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。

第11条 本条に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。

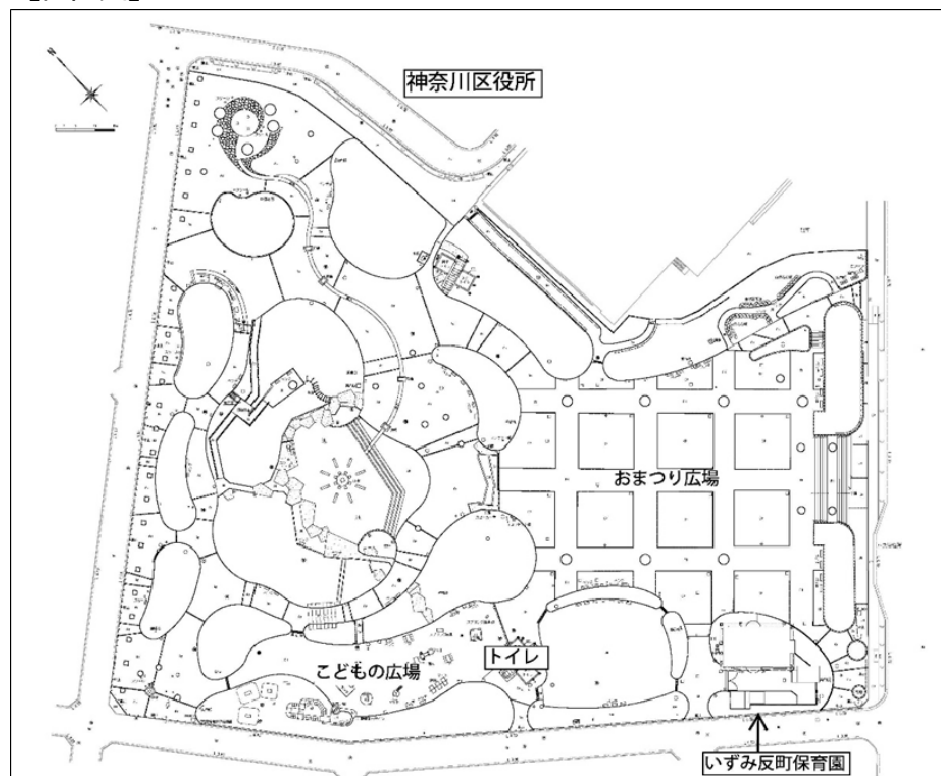


# 物件調書

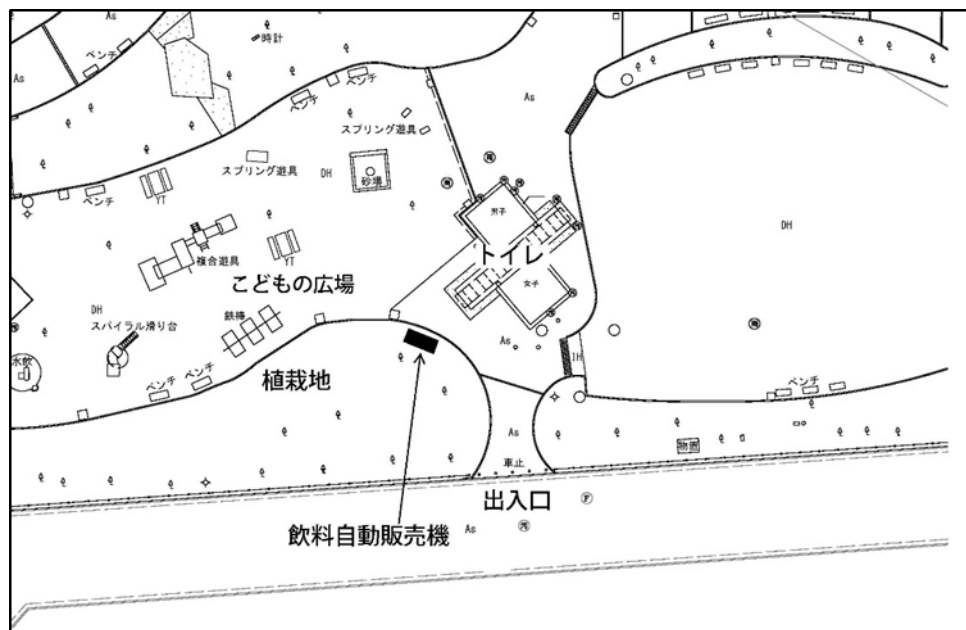
物件番号 22-10-001

| 所在地                                    | 台数 | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 最低歩合率 (%) |
|--|----|----------------------|-----------|
| 横浜市神奈川区反町1-12<br>反町公園<br>(こどもの広場トイレ周辺) | 1台 | 2.5 m <sup>2</sup>   | 販売実績の20%  |

## 【位置図】



## 拡大図



※ 飲料自動販売機の最終的な位置は、立会にて決定

## 【自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項】

### 1 販売機の仕様

#### (1) 大きさ

設置面積（使用済み容器回収ボックス含む）は、高さ2m以内、重量約600kg以下とすること。

#### (2) 防犯カメラ

自動販売機に内蔵の防犯カメラの設置をすること。カメラは130万画素以上・識別距離が最低4m以上あるものとし、暗視カメラに自動切り換えが行えるものとする。1週間に1回以上カメラの作動チェックがされ、不具合が生じている場合は対応するものとする。画像については、モバイル回線などの経由し、クラウド等に撮影日から一週間以上保管できるものとする。

防犯カメラ及び防犯カメラにて録画した映像は、受託者又は受託者が別途契約等により飲料自動販売機内にカメラ設置を委託する事業者（以下、「防犯カメラ所有者等」という。）に所有が属するものとし、画像管理は防犯カメラ所有者等にて行うものとする。なお、所轄警察による画像開示要求についても、防犯カメラ所有者等にて対応するものとする。

#### (3) 災害救援ベンダー

自動販売機に災害救援ベンダー機能を付与すること。災害発生時に神奈川県が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内すべての飲料を無償で提供するものとし、災害発生時に切り替えられるように予め鍵を神奈川県に提供するものとする。

#### (4) 販売品目の条件

- ア 販売品目は清涼飲料水とし、酒などアルコール類やタバコの販売は行わないこと。
- イ 形態は、缶、ペットボトル、紙パック、瓶など密閉式容器に入った飲料水の販売とする。なお、カップ抽出式飲料などその他の形態による販売は行わないこと。
- ウ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

#### (5) 利用者への配慮事項

500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。（新硬貨・新札に対応可能な機種とすること。）

#### (6) 空容器の回収箱

- ア 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で貸付者の指定する場所に設置し、外観色は周辺環境に配慮したものとする。
- イ 回収箱は、空容器の分別が可能なものとし、風等で転倒しないよう対処するものとする。
- ウ 防音マットを敷く等、投入時の音が軽減されるような工夫をすること

## 2 管理運営上の遵守事項

### (1) 設置

- ア 自動販売機の設置にあたっては、安全対策としてJIS規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。
- イ 設置事業者は、飲料自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

### (2) 管理運営

- ア 設置事業者は、販売機の設置、管理、運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務：本「自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項」巻末参照）を行い、商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行うこと。
- イ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。
- ウ 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、設置者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、設置工事後、すみやかに横浜市の確認を受けること。工事は、電気関係法令を遵守して施工すること。
- エ 回収箱の空容器は、設置事業者の責任で適切に回収し、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を万全に行い、回収ボックスから使用済み容器が漏れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- オ 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示がある場合には従うこと。
- カ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に、販売管理会社の名称及び故障時の連絡先を明記すること。
- キ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ク 貸付期間満了又は契約解除により、自動販売機を撤去した場合には、設置者の負担のもと原状回復を行い、横浜市の確認を受けること。

## フルオペレーションの基本的な考え

自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務をすべて行っていただくものです。

- ◆商品の補充・売上金回収・清掃・メンテナンスまでを行っていただきます。
- ◆常に安定した高品質の商品を提供する品質保証活動(QC活動)をしていただきます。
- ◆自動販売機の維持につきましては、随時、専門技術サービスを派遣し、保守業務を行っていただきます。
- ◆自動販売機の故障等には、**365日体制**で専門の修理サービスマンにより即時対応致していただきます



- ・自動販売機への製品の補充
- ・現金の回収と釣り銭の補充
- ・空き缶の回収
- ・自販機の清掃、周辺美化
- ・故障時の対応、点検に係わる業務